

広尾町農活チャレンジ応援事業要領

〔 令和3年4月23日 〕
〔 協議会理事会決定 〕

(目的)

第1条 この要領は、広尾町に興味・関心があり、加えて農業への深い理解と意欲を持って農業を体験実習し、又は研修しようとする者（以下「研修生」という。）を受入し、次の世代が希望を持てる「強い農業」と「美しく活力のある農村」の創出を目指すとともに、農業現場を支える多様な人材の確保や活躍を促し、地域コミュニティの向上及び本町農業の振興に資することを目的とする。

(研修生受入農場)

第2条 研修生受入農場（以下「受入農場」という。）とは、広尾町内で農業を営む知事が認定した指導農業士及び農業士のほか、本要領に同意して研修生の受入を希望する農場であって、広尾町農政推進協議会（以下「協議会」という。）が適当と認めた農場の中から当該年度の受入農場として登録された農場をいう。

- 2 受入農場として決定された農場は研修生を単に労働力として農場作業に従事させるのではなく、第1条に規定された目的を理解し、かつ協議会の事業に沿って包容力のある研修生への支援と育成に努めなければならない。

(研修生の要件)

第3条 研修対象者とは広尾町の農業に興味関心を持って体験実習及び研修をするものであって、原則として満18歳以上（満18歳未満の者であっても共に研修生となる保護責任者が同伴できる場合は可能とする）で心身ともに健全な者であること。

- 2 研修生は、原則として普通乗用自動車免許証を有していること。ただし、普通乗用自動車免許証を有しないものであっても受入農場と協議の上、交通手段を確保される者はその限りでない。
- 3 研修希望者は、別記1号により研修申込みをするものとし、協議会の選考により決定された者を研修生とする。
- 4 要件を満たし、研修生と決定された女性研修生は、第4条第1項に規定する期間広尾町農林人材育成支援センター（以下「センター」という。）を使用して研修できるものとする。なお、協議会が認める場合に限り、男性研修生もセンターを使用して研修できるものとする。
- 5 就農研修を希望する者は、研修期間中に居住する場所に住民票を異動するものとする。

(研修期間)

第4条 研修の受入期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。なお、

体験研修は最長で1か月、実践研修及び、就農研修は最長各1年（実践研修の期間が1年に満たない場合における就農研修は当該実践研修の期間を含め、最長2年とする。）とし、協議会事務局長において特別な理由があると認められる場合は引き続き研修することができるものとする。

（研修契約）

第5条 受入農場と研修生は事業要領を了知し、別記2号様式により研修契約を締結するものとする。

（研修内容）

第6条 研修生は本研修の趣旨を理解し、受入農場及び協議会長（広尾町長）の指示に従い積極的に研修に臨むものとする。

- 2 研修時間は1日8時間以内とする。ただし、気象の変化等により著しく研修時間の変更を余儀なくされる場合は双方協議するものとする。
- 3 定例日として毎週日曜日、非定例日として月2日を休日とする。但し、諸般の事情により日曜日に休日を与えることができない場合は代替休暇を与えるものとする。
- 4 受入農場は協議会や農協が主催する全体研修に積極的に参加させるものとし、有給休暇または業務扱いとする。また、地域の催事等についても受入農場と研修生の相互理解のもと積極的参加に努めるものとする。

（事業主負担）

第7条 実践研修の基本賃金は、毎年度受入農場の協議を参考に協議会長（広尾町長）が定める。この場合において、就農研修の基本賃金は当該額を基準に受入農場がその業務量等を考慮して個別に設定するものとする。なお、体験研修についてはこの限りではない。

- 2 受入農場は研修期間中に生じる研修生の事故など災害に対処するため保険期間における労働災害保険（義務）及び傷害保険等（任意）に加入し、保険料は事業主の負担とする。
- 3 研修生に通勤車を貸与する際は、受入農場が自賠責保険・任意保険（対人対物無制限）に加入するものとする。また、貸与する車両の用途や費用負担については第8条第5項と同様にしなければならない。
また、通勤を含めて安全運転の指導に努めなければならない。

（研修生の負担等）

第8条 センターを使用して研修を行うことを許可された者のうち、体験研修の場合に限り施設利用料を全額免除する。なお、センターの利用については、広尾町農林人材育成支援センター設置条例及び広尾町農林人材育成支援センター設置条例施行規則によるものとし、退去の際は個人が使用した寝具のクリーニング費用を支払うものとする。

- 2 研修生の私傷病に係る治療費等は、研修生の負担とする。
- 3 実践研修を受ける研修生は物財費として、毎月5,000円を受入農場に支払うものとする。
- 4 研修に係る長靴・作業着・及び作業用手袋等は研修生が負担する。
- 5 センターを使用する研修生で協議会が必要と認める研修生には、協議会が車両（自賠責保険・任意保険加入済）を貸与し、広尾町滞在中は通勤以外の私的利用も認めるものとする。ただし車両の燃料費は研修生が負担し、研修修了により車両を返却する時はガソリンを満杯にして返却するものとする。また、返却の際は協議会担当者の立ち合い検査を受けるものとする。

（研修生の責務）

第9条 研修生の私事旅行中における事故等の責任は本人が負うものとする。

- 2 研修生が研修滞在期間中に自らの不法行為などにより受入農場に損害を与えた場合は本人及び保護責任者の賠償責任とする。
- 3 研修生が研修期間中に私事旅行をする場合はあらかじめ受入農場の許可を得るものとする。
- 4 研修生は、原則自己所有車又は受入農場が用意する車両を使用するものとする。なお、双方ともに車両を用意できない場合は第8条第5項に規定によるものとする。

（福利厚生及び安全衛生等）

第10条 受入農場は研修生の健康管理と安全の確保に努め、研修生の心身に異変が見られる場合は、直ちに医療機関へ受診させるとともに、協議会担当者に連絡するものとする。

- 2 研修生は健康保険証を持参するものとする。

（事故の防止と保障等）

第11条 研修期間中は受入農場と研修生が互いに事故の防止に努めるものとする。特に機械器具の使用及び家畜飼養管理並びに通勤時における事故の防止にむけ双方が注意を払うものとする。

- 2 研修期間中に機械等の運転をさせる場合は、必要な免許の取得を確認した上で、受入農場の配慮と責任において行うものとする。
- 3 研修中に事故を起こした場合は受入農場が適切な処置を講ずるとともに第7条2項に基づき対処するものとする。
- 4 研修生が受入農場から貸与を受けている車で事故を起こした場合の保険適用外経費は全て研修生が負担するものとする。なお、協議会から貸与を受けている車で事故を起こした場合も同様に保険適用外経費の全てを研修生が負担するものとする。

(研修の取り消し)

第 12 条 研修生が次に掲げる事項に該当するときは協議会において調査検討し、研修を取り消しすることができる。

- (1) 受入農場の指示する研修に従事しないと認められる場合
- (2) センター管理者の指示に従わないと認められる場合
- (3) 事故及び疾病などによる休みが長期間にわたり、研修に支障をきたすと認められる場合
- (4) その他研修の継続が困難と認められる事情が生じた場合

(補則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会に諮って別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。